



## 2. 常任委員会(建設委員会)の論戦から



今年度、私は建設委員会に所属し、7月3日に発生した熱海市伊豆山地区の土石流災害関連を中心に当局を質しました。

熱海市伊豆山地区土砂災害に関する質問では、災害発生後から「人災」「行政対応の甘さ」「行政が機能しない」「行政責任」という言葉が飛び交い、対応の責任者である難波副知事からは早々に直接原因に触れる発言が相次いでいます。本県は全国でも先駆的取組の「三次元点群データ」を公表し、いち早い地形の変化を示す分析が可能でした。今後は速やかな調査と分析を行い、公表していく必要があります。専任チームが調査中で、結果は10月頃までに公表したいと答弁しています。

土砂災害に関連した盛り土造成行為に係る緊急点検の結果については、点検の概要について(対象箇所、点検方法、対象法令、市町への技術支援など)。点検の結果72箇所において異常が確認されその詳細と対応については、「異常があるにもかかわらず、是正指導に従わない場合の対応には、箇所を公表するなどの厳しい対応も必要ではないか」などを質しましたが、慎重な答弁が返ってきました。それでも対応しない場合は、危険な状態は放置できず、速やかに行政代執行などが必要ですが、これについては県内自治体からは経費などの支援を求める声があり、その対応も検討すべきです。いずれにせ

よ、手続に時間をかけて危険な状態が放置されることは避けなければなりません。

盛り土等に関連した条例の改正については、難波副知事から盛り土は許可制とし、罰則には懲役刑を考えているという発言がありました。条例改正に向けた作業の進捗はどうなっているか。また、三重県など他県の条例を参考とすると明言していたが、どのような内容にするつもりか。改正については関係機関との調整が必要と思うが、どのような調整が必要なのか。またそれを踏まえていつまでに改正する予定かなどを質しました。

県レベルの条例制定はいくつかありますが、本県は届出制、本県以外は許可制となっています。また罰則もなく本県のような規制が緩やかな地域に土砂が持ち込まれていることが分かります。県内の市町でも独自の条例を制定しており、悪質な事業者にも悩まされている私の地元富士市が大変厳しい条例を制定していますが、それでも是正に従わない事業者もいるようで、その対策としては国の法による厳しい規制が必要ということもあり得ます。

県と市との連携では「静岡県土採取等行為における不正処理防止連絡会議」などを通じて意見交換を行い、県と市町条例の効果のある運用も検討すると答弁しています。

さらに、今後の課題可決には県庁組織全体で取り組む必要があり、そのとりまとめを行う司令塔が必要であり、検討すべきと提案しました。

その他、7月豪雨による富士市江尾江川地区の浸水被害への対応。道路管理者が行う通学路の安全対策について。6月補正予算について。美しい“ふじのくに”インフラビジョンの改定についてなどについて質しました。

## 3. 富士市東部地区の土石流・水災害への対応



江尾地区の床上浸水被害現場。指さすところまで浸水。



江尾地区浸水被害の翌日、被災者を回り状況や要望を聴く。



須津川中流部に設置した砂防堰堤は流木・土砂を止めた。



大畑の滝に向かう市道沿いで崖崩れが発生。

発生する危険性があります。今回も豪雨による土砂流出および流木が発生しました。しかし、国が整備した砂防堰堤があり、土砂や流木を食い止めることができました。私はその効果について関係する地域住民と国や県、市も参加して現地視察会を企画し開催しました。国土交通省富士砂防事務所担当者の説明の中で見た、今回の豪雨時の砂防堰堤付近の監視カメラ映像は、私も含め地元の皆さんが経験したことの無い水勢に驚くばかりでした。自然の猛威を正しく理解し、全てがハード整備による防災機能の確保でなく、ソフト面、特に適切な情報に基づく避難行動などについて再認識する機会となりました。



場合は午後9時までの営業が可能)  
 (百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗について、食品、医薬品、医療機器、その他衛生用品、再生医療用製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品を扱う部分及び銭湯、理美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング屋などの生活必需サービスを営む店舗は除く)

## 2. 協力金制度の概要

### (1) 支給条件

・短時要請準備期間を除き、全ての期間において要請に応じていること

### (2) 金額(施設・店舗あたり)

- ・大規模施設：自己利用部分面積1,000㎡ 毎に20万円/日×協力要請の度合いほか
- ・大規模施設内のテナント：自己利用部分面積100㎡ 毎に2万円/日×協力要請の度合い
- ・映画館：2万円/日×協力要請の度合い

## 3. 大規模な集客施設

(建築物の床面積の合計が1,000㎡超)について

### ●イベント関連施設(一部抜粋)

劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など

○人数上限5,000人かつ収容率50%以内

○午後8時までの営業時間短縮  
 (イベント開催時は午後9時まで)

○映画館は午後9時まで

### ●商業施設

マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店など

○午後8時までの営業時間短縮

○人数管理、人数整理、誘導等の「入場者の整理等」

## ◆6月議会で決定した国へ提出される意見書

- ① 国産材の供給拡大に関する意見書
- ② 「こども庁」設置を求める意見書
- ③ 地方財政の充実、強化に関する意見書
- ④ 地球温暖化対策のさらなる強化・推進を求める意見書
- ⑤ 学校教育におけるDXの推進に関する意見書

## ♥ホットなつばき

決議文について、7月3日に発生した熱海市伊豆山地区の土砂災害において国や全国からの救援活動が投入され、現在も続いていることからその関係者に対して「梅雨前線に伴う大雨による災害に係る救援活動等に感謝する決議」が全会一致で採択されました。

## 県政相談窓口 ♥お気軽にどうぞ!

地域の課題、道路・河川等の整備等についてのご相談窓口です。ご相談いただいた内容については、必要に応じ関係機関と調整しますが、内容に応じてお時間がかかることもありますので、ご容赦下さい。

## 5. 議会外の視察・研究報告

新々富士川橋、牧之原市突風被害、東部豪雨災害



4月下旬の新々富士川橋の進捗状況。見る度に橋の姿がはっきりしてくる。地元要望も強く、早期開通に向けて要望活動を継続。



5月連休中に発生した竜巻により、茶園が広がる牧ノ原台地は新茶の時期に大きな被害を被った。支援を要望中。



須津川の砂防堰堤は7月の豪雨から下流域を守った。鉄の檻は、大きな石や流木を見事に止めていた。



須津川中流に国土交通省富士砂防事務所が設置した砂防堰堤の効果について、現地視察し、国から説明を受けた。

## 6. 地域の課題と進捗状況(各地の要望等から)



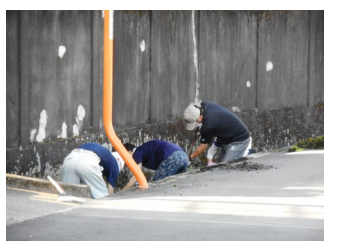
感染症が治まらない中、吉永北地区では、住民の気持ちを和らげるために、ささやかな打ち上げ花火大会を実施。



江尾地区内の特定の場所ではこの10年間に数回の床上・床下浸水を経験。住民の思いを受けて早期解決に努力。



幼稚園児が通う県道の歩道部分にはいくつかの看板の支柱が立っており、交通事故防止の観点から撤去を要望。



台風シーズンを前に住民総出で町内の河川清掃を実施。コロナ禍で地域行事が少ない分、久しぶりに会話が弾む。

発行者：静岡県議会議員 鈴木すみよし事務所

「県政相談窓口」および「らしんばん」連絡先

静岡県富士市比奈1418番地の2〒417-0847

☎0545-34-0683 FAX.0545-38-0070

メールアドレス himena@tokai.or.jp

ホームページ <http://sumiyoshi.info/>

ブログ <http://blog.goo.ne.jp/sumiyoshi1956/>

